

March, 2018

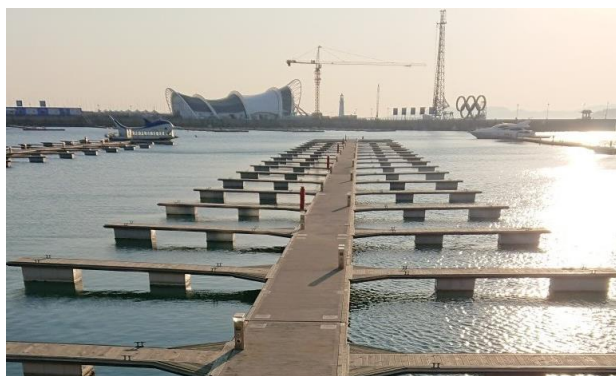
 HATTORI LAW OFFICE
NEWS LETTER

外国公務員贈賄防止規制について

中国 山東省の青島に行ってまいりました。

青島は青島ビールの生産拠点として皆様にお馴染みと思いますが、それ以外では北京オリンピックのときにヨット競技の会場になりました。

私の撮ったヨットハーバーの写真ですが、奥に五輪のマークが見えますが、残念ながら極寒の地でもあり、ハーバーにはヨットが1艇も係留されていませんでした。



ヨットの競技人口あるいはヨットをレジャーとして楽しむ人口は非常に少ないと思われませんが、このような豪華に整備されたマリーナを建設し、

美観を保って維持する中国の経済的

底力にこそ、注意を向けるべきではないでしょうか。青島では電気バスも実用に供されていることに関心を持ちました。ナンバープレートがグリーンに彩色されており、エコマークとして定着を図る意図が見えました。電気自動車のマーケットは中国が世界で最大規模と考えられていますが、その一端を体感いたしました。

青島を訪問したのは、現地法人との意見の交換でしたが、その過程で日本の商慣習と中国が新たに導入しようとしている取引ルールの擦り合わせが主目的でした。

今回はこの経験をもとに、海外取引を行う際の注意点、特に、外国公務員に対する贈賄について、基礎的な解説をいたします。

外国公務員に対する少額な贈賄については、ファシリテーション・ペイメントとし

て、日本においては明確に禁止されておりました。

ファシリテーション・ペイメントは外国公務員に対する少額の支払いで、たとえば税関の職員に貨物の通関に関して少額の支払いを要請され、通関手続きを円滑に行うためそれに応ずること等が例として挙げられています。

ロッキード事件を契機として、外国公務員に対する商業目的での贈賄行為を違法とする海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）を 1977 年に制定し、厳格な規制を行った米国とは国の対応が異なっておりました。

米国は国連や OECD などの国際機関に対し、海外腐敗行為防止法の趣旨を徹底するよう求め、OECD 外国公務員贈賄防止条約が日本を含む 33 か国の署名により、1999 年 2 月に発効しました。日本はこの条約の趣旨を受けて、不正競争防止法を改正しました。

外国公務員に対する贈賄を禁止した規定として、OECD 条約の 1 条はつぎのように定めました。

第 1 条 外国公務員に対する贈賄

締約国は、国際商取引において不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、外国公務員のために金銭上又はその他の不当な利益を申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。（理解しやすいように一部編集）

OECD 条約は条約の趣旨を徹底するため、国内法の整備を要請しており、日本政府はこれに応じて不正競争防止法第 11 条 1 項を、つぎのように改正しました。

不正競争防止法第 11 条第 1 項

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

改正不正競争防止法第 11 条は、OECD 条約の趣旨を国内法として担保することを

目的に改正されたわけですから、その禁止するところはほとんど同じです。しかし、経産省は平成 16 年、外国公務員贈賄防止指針を公表し、ファシリテーション・ペイメント（外国での行政手続きを円滑に進めるため外国公務員に対する少額の支払い）を認容するかのような指針を発表しました。

(2) Facilitation Payments 等の扱いについて

条約では、国際商取引において「商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために」行う行為（条約第 1 条 1）を処罰対象とすることが求められているが、手続きの円滑化のみを目的とした、少額の「円滑化のための」支払いについてはこれに該当せず、犯罪とならないものとされている。

このような条約の趣旨を踏まえ、不正競争防止法上も、これらの支払いは「営業上の不正な利益を得るため」のものに該当しないと解される。（理解しやすいように一部編集）

ファシリテーション・ペイメントに対する経産省の指針が、少額の支払いには限定するものの、認容する記載であったため、外国ビジネスを担当されていた方は、この指針のもとで取引を進められていたようです。

困難な問題ではあるけれども、あいまいなまま据え置かれ、認められていたと考えていた駐在員の方も多いと思います。

このようなファシリテーション・ペイメントに関する経産省の指針に対して OECD は明白な異議を唱えました。OECD は 2014 年 6 月 12 日、日本政府の取り組みに関するつぎのような声明を発表しました。

OECD 贈賄作業部会は 2013 年 12 月に、日本企業による外国公務員への贈賄事件を積極的に摘発、捜査、起訴できるよう警察と検察のリソースを組織するための行動計画を作成するよう提言しました。日本の行動計画は 2014 年 4 月から実施が開始されており、作業部会では、この行動計画が 2014 年 12 月までに、より一層発展することを期待しています。

この行動計画では、今のところ、日本の経済産業省が発行している外国公務員贈賄罪に関する企業向けガイドラインにある「ファシリテーション・ペイメント」に関する誤解を与える情報を修正していません。したがって、作業部会では、経済産業省が、「ファシリテーション・ペイメント」が日本の

外国公務員贈賄罪の適用から除外されていないことをガイドラインにおいて遅滞なく明確化することを期待しています。（理解しやすいように一部編集）

OECD が日本政府の方針に対しこのような声明を発表することは、日本政府にとって不名誉なことです。経産省は速やかに反応し、外国公務員贈賄防止指針を 2015 年 7 月に改正し、ファシリテーション・ペイメント、つまり外国公務員に対する少額な支払いを含む外国公務員の便宜供与に関する不適切な支払いをすべて禁止し、つぎのように述べて、この方針転換を明らかにしました。

国連においても、先進国のみならず開発途上国も広く参加した形で、国内公務員に関する贈収賄、外国公務員に対する贈賄等の規制を含む「腐敗の防止に関する国際連合条約」（UNCAC）の署名式が平成 15 年 12 月に行われ、我が国も署名したところである。

このような環境の変化も踏まえ、広く我が国の関係者に対し、外国公務員等への贈賄問題に対する認識の向上を図ることが、再度求められている。（2017 年版からの引用）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/Gaikokukoum_uinzouwaiBoushiShishin20170922.pdf

外国公務員に対する贈賄はこのように各国で規制が厳しくなっています。日本の経産省の指針が一部認容のような態度をとっていたため、その指針に長く従ってこられた方もおられるでしょう。公務員に対する贈賄を禁止する世界の潮流をよく認識されるよう、望みます。

指針にも述べられているように、贈賄が発覚した場合の非常に大きなリスクを認識するべきだと考えます。

なお、中国においては、より規制を厳しくしています。

それは、民間の取引についても不当な商行為を刑事罰の対象としていることです。たとえば、日本においては販促金・リベートなどは認められた商慣習でしょう。しかし、これらの日本での慣習が中国においては刑事罰の制裁を受けることがあるのです。

（中国における商業賄賂立法の最新動向 ー 日系企業が商業賄賂に巻き込まれない

ための留意点－ JETRO)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/99a4f7765c651291/rpcn-201703.pdf

私は今回の訪中にあたり、何人かの中国人弁護士とミーティングを持ちました。その中で、商業賄賂あるいは公務員に対する贈賄について非常に厳格な印象を受けました。

中国は変わりつつあります。